

地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下財団）が、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき実施する沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）を実施するため、別途、財団が定める沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第88条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（事業の内容）

第2条 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県における地域漁業の実態を踏まえ、市町村等関係機関の協力を得て地域（区）内の漁業振興を図るための基本となる地域活性化計画及び年次別事業実施計画を策定するものである。

2 事業実施者は、この事業の円滑な推進を図るため、県及び市町村等関係機関の協力を得て、活性化計画の策定及び推進に際して指導助言を受けるものとする。

（事業実施者）

第3条 この事業の事業実施者は、漁業協同組合とする。

（助成対象経費）

第4条 本事業による助成対象経費は、次のとおりとする。

- 1 会議費（会議室使用料、委員等の旅費交通費及び日当）
- 2 先進地視察に要する経費（旅費交通費・宿泊費・日当）
- 3 経営分析等の外部専門機関への委託費
- 4 印刷製本費

（助成率及び助成金額）

第5条 助成金の額は、第4条の助成対象経費の1/2以内とし、助成金の上限額は50万円とする。

（事業実施計画）

第6条 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を別記様式1号により作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

2 財団は、前項の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知の第3の2-7-(2)の(4)のイの(ウ)のeの(b)に規定する別記様式第68号により水産庁長官に協議しなければならない。

（地域活性化計画の範囲）

第7条 地域活性化計画は、県等の漁港の整備に関する施策、沿岸漁場の整備及び開発に関する施策、水産業構造改善に関する施策、栽培漁業及び増養殖漁業に関する施策、水産物の流通の改善に関する施策、漁業権、地域営漁計画並びに市町村の水産業振興計画や開発計画、リゾート計画等この事業と密接な関係を有する他の施策との関連とその活用に十分配慮して整合性を持たせて策定するものとする。

2 活地域活性化計画の策定範囲は、前項に記した漁港整備事業、沿岸漁場整備開発事

業、水産業構造改善事業等、国、県等の助成を受けて行う大規模な生産基盤整備のほか、生産、流通（出荷、消費拡大含む）加工（新製品開発含む）、技術開発（導入試験含む）及び研修、調査研究、組織活動等非公共的なソフト面の分野も含めて策定し、総合的かつ有機的な整合性が図れるようにするものとする。

3 地域活性化計画の策定は、事業実施者の置かれた状況に応じて、次の各項目に留意して取りまとめるものとする。

- (1) 漁港整備事業
(県の漁港整備計画に基づく事業)
- (2) 陸上機能施設整備事業
(県の水産業構造改善計画及び施設周辺整備助成事業（基地周辺）計画 に基づく事業)
- (3) 沿岸漁場整備開発事業
(県の沿岸漁場整備開発事業計画に基づく事業)
- (4) 栽培漁業の推進事業
(県の指導を受けて実施する放流事業及び当基金の実施する栽培漁業推進事業)
- (5) 漁場造成等事業
(浮魚礁の敷設、漁場の造成及び漁場管理に関する事業（（3）以外の事業）)
- (6) 増養殖漁業の推進事業
(魚介藻類の養殖及び蓄養、又は繁殖保護に関する事業)
- (7) 技術導入等推進事業
(漁業生産技術等の研修、講習又は導入試験、調査研究に関する事業)
- (8) 流通対策等事業
(地域水産物の消費拡大及び販売手法の改善に関する事業)
- (9) 製品開発事業
(地域水産物を素材にした製品開発や地域特産品づくり及び当基金の水産物流通加工推進事業の活用事業等)
- (10) その他、地域の漁業活性化に関する事業
(例えば計画の企画立案、漁協青壮年女性部等組織活動、漁業協同組合経営の強化対策、漁業環境改善対策、観光漁業への対応及び行政施策と呼応した「地域創成」事業等)

(地域活性化計画の期間)

第8条 本事業で策定する地域活性化計画は概ね5カ年間を目標年度とし、必要に応じて年度中途（概ね3年目）で見直しを行うことができるものとする。

(検討委員会の設置)

第9条 地域活性化計画の策定にあたっては、当計画が漁協における漁業振興の基本となる重要な総合計画となるものとし、可能な限り、市町村、地域関係団体、各漁業部会、青壮年部、女性部等関係機関等の代表者を構成員とする「〇〇漁協地域活性化計画策定検討委員会（別記1）」を組織して、県及び市町村等関係機関の指導助言を得て策定に当たるものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 事業実施者は、財団より実施計画書の承認を受けたのち、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号により財団に交付申請を行うものとする。

2 財団は、前項による交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第11条 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、別記様式第4号により事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による報告書の提出があった場合は、運用通知第2-7-(2)の(4)のイの(ウ)のfの(b)に規定する別記様式第69号より水産庁長官に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第12条 財団は、第11条により事業実施者から提出された実績報告書が第10条により交付決定した内容に適合するものと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業実施者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 事業実施者は、第12条により財団から助成金の額の確定通知があったのち、助成金の請求書を財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による助成金の請求があった場合には、事業実施者が指定する銀行口座に助成金を振り込むものとする。

(事業の委託)

第14条 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月14日から施行する。
- 2 平成29年3月29日一部改正
- 3 令和元年5月28日一部改正
- 4 令和4年4月26日一部改正

別記様式第1号

〇〇年度地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）実施計画承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

〇〇年度地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）実施計画を下記のとおり策定したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第63条の1の規定に基づき、計画の承認を受けたいので下記のとおり申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容
活動計画

年 月	活動の内容

3. 助成対象費目及び経費の負担区分

単位：千円

項 目	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
合 計				

4. 収支計画

単位：千円

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減	積算又は内訳
収 入				

	収入合計				
支 出					
	支出合計				

5. 事業完了予定年月日
 ○○年○月○日

6. 添付資料

- (1) 地域活性化計画策定事業を実施することについて決議した理事会議事録の写し
- (2) 地域活性化計画策定検討委員会規程案及び委員の構成案
- (3) 外部依頼がある場合は、委託先の概要書

別記様式第2号

〇〇年度地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）
実施計画承認申請書（変更）

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け沖振基第〇〇号で承認のあった地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）実施計画について、沖縄漁業安定基金事業交付規則第63条の1の規定に基づき、下記のとおり変更した計画の承認を受けたいので、申請する。

記

1. 事業の目的

2. 変更の理由

3. 変更の内容

活動計画
(変更前)

年 月	活動の内容

(変更後)

年 月	活動の内容

4. 助成対象費目及び経費の負担区分
(変更前)

単位：千円

項目	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備考
		財団助成金	事業実施者負担金	
合計				

(変更後)

単位：千円

項目	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備考
		財団助成金	事業実施者負担金	
合計				

5. 収支計画
(変更前)

単位：千円

区分		本年度予算	前年度予算	比較増減	積算又は内訳
収入					
	収入合計				
支出					
	支出合計				

(変更後)

単位：千円

区分		本年度予算	前年度予算	比較増減	積算又は内訳
収入					
	収入合計				
支出					
	支出合計				

6. 事業完了予定年月日

〇〇年〇月〇日

7. 添付資料

- (1) 地域活性化計画策定事業を変更することについて決議した理事会議事録の写し
- (2) 地域活性化計画策定検討委員会規程案及び委員の構成案
- (3) 外部依頼がある場合は、委託先の概要書

別記様式第3号

〇〇年度地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）助成金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）を実施したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第64条の1の規定に基づき、助成金 〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容
活動計画

年 月	活動の内容

3. 助成対象費目及び経費の負担区分

単位：千円

項 目	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
合 計				

4. 収支計画

単位：千円

	区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減	積算又は内訳
収 入					
	収入合計				
支 出					
	支出合計				

5. 事業完了予定年月日

〇〇年〇月〇日

別記様式第4号

〇〇年度地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け漁業振興基金指令第〇〇号で交付決定のあった〇〇年度地域漁業活性化事業（地域活性化計画策定事業）について、下記のとおり実施したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第65条の1の規定に基づき、報告する。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容
活動実績

年 月	活動の内容

3. 助成対象費目及び経費の負担区分

単位：円

項 目	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備 考
		財団助成金	事業実施者負担金	
合 計				

4. 収支実績

単位：円

	区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減	積算又は内訳
収 入					
	収入合計				
支 出					
	支出合計				

5. 事業完了年月日

〇〇年〇月〇日

6. 添付資料

- (1) 地域活性化計画書（完成版若しくは当該年度分の実績報告書）
- (2) 地域活性化計画策定検討委員会規程及び委員の構成
- (3) 領収書等

別記1

〇〇〇漁協地域活性化計画策定検討委員会規程（例）

（目的）

第1条 〇〇〇漁協地域の漁業活性化に資することを目的として、漁協が主体となって地域の漁業活性化計画を策定するための計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- （1）地域漁業の基本的な振興方向に関すること。
- （2）地域漁業の活性化計画の策定に関すること。
- （3）関係機関との計画の調整に関すること。
- （4）その他、地域漁業の活性化に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は組合長、副委員長は市町村水産担当課長があたり、委員は理事、監事、青壮年女性部長、漁業士及び市町村企画課長をあてる。

2 委員会の円滑な業務を推進するために、委員会の下部組織として漁協職員及び市町村の水産担当並びに企画担当職員で構成する作業部会を置く。

（会議）

第4条 委員会は委員長が随時招集する。

2 委員長は、計画策定にあたっての指導助言及び参考意見を求めるため、必要に応じ県関係機関及び系統団体の職員を委員会に出席させることができる。

（議事録）

第5条 委員会の審議結果は議事録としてまとめ、保管するものとする。

2 議事録には委員長、副委員長及び代表監事が署名を行うものとする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、組合事務所に置く。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1. この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。